書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９９号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷2134番地６
破産者　河村　佳浩
異議申述期間　平成26年１月24日まで
平成25年12月９日　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２３号
山口県岩国市通津2789番地２
破産者　前坂　光男
異議申述期間　平成26年１月24日まで
平成25年12月９日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１６号
静岡県菊川市西方6969番地
清算株式会社　株式会社ルーツファーム
代表清算人　永田　次郎
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市３条通18丁目1243番地
清算株式会社　株式会社旭友ストアー
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第２０３０号
東京都中央区京橋１丁目10番３号服部ビル８階
清算株式会社　佐藤建材株式会社
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第７号
宮崎県えびの市大字岡松445番地２
清算株式会社　洲木商事株式会社
代表清算人　洲崎　達也
１　決定年月日　平成25年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区日本橋２丁目16番４号
清算株式会社　株式会社サンリッチ
代表清算人　菊地　剛士
１　決定年月日　平成25年12月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定の対象となる特別清算債権とは、平成25年９月５日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて清算株式会社に対し取得した債権をいう。
２　一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権、労働債権、優先債権及び共益的債権に該当しない債権をいう。
３　承継会社とは、株式会社ホームメイドクッキングをいう。
４　免除同意債権とは、一般債権のうち、別紙「免除同意債権一覧」記載の債権をいう。
５　免除同意債権者とは、別紙「免除同意債権一覧」記載の免除同意債権を有する債権者をいう。
第２　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、一般債権の利息及び遅延損害金について、特別清算開始決定日の前後を問わず、本協定認可決定確定日に全額免除を受ける。
２　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、一般債権の債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第３　清算株式会社の事業再建
１　清算株式会社による金融支援依頼
清算株式会社は、清算株式会社の事業再建のため、承継会社を除く全ての一般債権の債権者に対し、⑴清算株式会社からの一般債権元本の３％の金員を一括で支払うこと、または⑵承継会社が一般債権元本の15％相当額の債務を併存的債務引受により負担すること（但し、一般債権元本については５年間の分割弁済）を条件として、本協定に基づき、残元本・利息・遅延損害金の全額の免除を受けることを依頼した。
２　免除同意債権者による金融支援の応諾
一般債権の債権者のうち免除同意債権者は、清算株式会社からの上記金融支援依頼に応諾し、本協定に基づき、上記第３の１⑴または⑵記載の取扱い後の一般債権の残元本・利息・遅延損害金の全額を免除することに同意している。
第４　一般債権の弁済及び免除
１　清算株式会社は、一般債権の債権者（但し、免除同意債権者及び承継会社を除く。）に対し、本協定の認可決定確定日から20営業日以内に、一般債権元本の３％の金員を支払う。
２　一般債権の債権者（但し、免除同意債権者及び承継会社を除く。）は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、一般債権元本全額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　免除同意債権者及び承継会社は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定日に、一般債権元本全額につき、その債務を免除する。
４　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除して、なお残額が存する場合には、一般債権の債権者（但し、承継会社を除く。）に対し、当該残額を本協定の可決に必要な同意が得られた日である平成25年４月12日時点における債権残元本額で按分して支払う。
５　上記４による弁済を行った場合は、上記２及び３に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、以下の時点に遡って効力を失う。
⑴　上記２に基づく免除…上記１に基づく弁済時
⑵　上記３に基づく免除…本協定認可決定確定日
第５　優先債権及び共益的債権
一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権及び裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済する。但し、特別清算人の報酬請求権は放棄する。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第２号
北海道旭川市大町１条９丁目181番地95
再生債務者　有限会社ユートピア・アットホーム旭川
主文　再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売の手続をしてはならない。
平成25年12月２日　　旭川地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
北海道旭川市大町１条９丁目181番地95
再生債務者　有限会社ユートピア・アットホーム旭川
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　北海道旭川市５条通12丁目1086番３　富川法律事務所　弁護士　富川　泰志
平成25年12月２日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再）第４号
茨城県古河市諸川1116番地の19
再生債務者　有限会社サンライズジャパン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　茨城県下妻市大園木2839―１　大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　関　健太郎
平成25年12月６日　水戸地方裁判所下妻支部